

田 や 第 4 5 6 号
令 和 5 年 8 月 2 5 日

各 指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 開 設 者 様

田 辺 市 保 健 福 祉 部 長
(公 印 省 略)

居 宅 介 護 支 援 に お け る 特 定 事 業 所 集 中 減 算 に つ い て (令 和 5 年 度 前 期 分)

平 素 は 、 介 護 保 険 事 業 に 格 別 の ご 協 力 を 賜 り 厚 く お 礼 申 し 上 げ ま す 。

さ て 、 令 和 5 年 度 前 期 の 判 定 結 果 報 告 に つ き ま し て 、 下 記 の と お り と い た し ま す の で 、
判 定 様 式 の 提 出 等 に 遺 漏 の な い よ う お 願 い い た し ま す 。

記

- ・ 判 定 期 間 : 令 和 5 年 3 月 1 日 ~ 令 和 5 年 8 月 末 日
- ・ 提 出 書 類 : 居 宅 介 護 支 援 に お け る 特 定 事 業 所 集 中 減 算 に 係 る 判 定 様 式
 - ◆ 必 要 な 場 合 は 、 挙 証 資 料 及 び 必 要 書 類 を 必 ず 添 付 し て く だ さ い 。
- ・ 提 出 期 限 : 令 和 5 年 9 月 1 5 日 (金)
- ・ 提 出 先 : 田 辺 市 や す ら ぎ 対 策 課 指 導 係
- ・ 提 出 方 法 : 郵 送 又 は 持 参
 - ◆ 郵 送 で 提 出 さ れ る 際 に は 、 提 出 書 類 (2 部) と 併 せ て 事 業 所 控 え 分 の 返 信 用 封 筒 (郵 便 番 号 、 住 所 、 事 業 所 名 を 記 載 し 切 手 を 貼 っ た も の) を 同 封 し て く だ さ い 。
 - 後 日 、 受 付 印 を 押 印 し 返 送 致 し ま す 。
 - ◆ 持 参 に よ り 提 出 さ れ る 場 合 は 、 必 ず 来 庁 す る 前 に 連 絡 (予 約) し て く だ さ い 。
- ・ 提 出 部 数 : 2 部 (1 部 は 控 え と し て 返 却 し ま す 。)
 - ◆ 提 出 を 要 す る 事 業 所 は 、 下 記 の ① 、 ② と な り ま す 。
 - ① 判 定 の 結 果 が 8 0 % を 超 え た 事 業 所
 - ② 判 定 期 間 内 に 新 規 指 定 を 受 け た 事 業 所
 - ◆ 対 象 と な ら な い 事 業 所 は 提 出 す る 必 要 は あ り ま せ ん 。
 - (従 来 か ら の 取 扱 い と 変 更 は あ り ま せ ん 。 た だ し 、 判 定 結 果 が 8 0 % を 超 え な か っ た 場 合 に お い て も 、 書 類 は 各 事 業 所 に お い て 判 定 期 間 後 の 減 算 適 用 期 間 が 完 結 し た 日 か ら 5 年 間 保 存 し て く だ さ い 。

※ 判 定 様 式 、 必 要 な 書 式 は 、 田 辺 市 や す ら ぎ 対 策 課 指 導 係 の ホ ー ム ペ ー ジ に 掲 載 し て い ま す 。 ま た 、
併 せ て 掲 載 し て い ま す 「 (別 紙) 居 宅 介 護 支 援 費 の 算 定 に 係 る 特 定 事 業 所 集 中 減 算 の 取 り 扱 い に つ い て 」 を ご 確 認 く だ さ い 。

(田 辺 市 や す ら ぎ 対 策 課 指 導 係 ホ ー ム ペ ー ジ <https://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/shidou/index.html>)

〒646-0028 田 辺 市 高 雄 1 丁 目 2 3 番 1 号 田 辺 市 民 総 合 セ ン タ ー 内
田 辺 市 や す ら ぎ 対 策 課 指 導 係 電 話 : 0739-33-7033 F A X : 0739-25-3994